

平成 21 年 4 月 16 日

生駒市議会議長 殿

請願者

樋口 稔

新屋敷光誠

酒井隆議員の早期辞職を求める請願書について

- 1 要旨 酒井隆議員に平成 21 年 4 月 16 日大阪地方裁判所において、背任罪およびあっせん収賄罪の有罪判決が出されました。
市政を混乱させ市議会議員として市民への信用を著しく失墜させたので、一日も早く議員を辞職するよう議会としておよび議会の長として働きかけられることを請願致します。
- 2 理由 酒井隆議員は平成 19 年 6 月に背任罪およびあっせん収賄罪で起訴され、同年 5 月臨時議会で辞職勧告決議が全会一致で可決されたにも関わらず、現在まで議員職にとどまり続け、去る 4 月 16 日に大阪地方裁判所で懲役 3 年 6 ヶ月 追徴金 400 万円の有罪判決を受けています。
市政を混乱させ市議会議員として市民への信用を著しく失墜させた政治的・道義的責任は免れません。今後も議員として職に就くことは市民として耐えがたく、一日も早く議員を辞職するよう議会として働きかけ議会および議会の長としての責務を果たされることを請願致します。